準税制の適用を受けようとする場合にあっては、2.2倍以上）に増加させる計画であること。ただし、平成21年度からトン数標準税制の適用を受けている認定事業者が、平成25年度の計画期間終了の日以降引き続きトン数標準税制の適用を受けようとする場合（平成25年度に準日本船舶の確保等に係る計画を有する場合に限る。）にあっては、新計画の計画期間終了の日に、現行計画の計画期間開始の日の隻数の3.2倍以上に増加させる計画であること。

２）外航日本人船員の計画的な育成及び確保に関する基準

イ　外航船舶を運航する上で必要となる資格である３級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための養成を申請者自ら行う（費用を支弁して第三者に委託して行う場合を含む。）計画であること。

ロ　外航日本人船員について、外航日本船舶及び準日本船舶の隻数に応じた人数を計画的に養成する計画であること。

ハ　外航日本人船員について、外航日本船舶及び準日本船舶の隻数に応じた人数を確保する計画であること。

ニ　外航日本人船員が減少しない計画であること。

ホ　外航日本人船員の採用増（中途採用、退職者等の積極活用を含む。）、訓練の充実等に資する具体的な措置を行う計画であること。

⑵　⑴の場合以外の場合にあっては、船員（内航又は外航船員に限る。以下⑵において同じ。）を計画的に採用し、計画的に訓練し、キャリアアップを図る計画であるかどうかを１）及び２）に基づき判断する。

１）船員教育機関を卒業した者のうち船員としての経験がない者、船員教育機関を卒業した者以外の者のうち新たに船員になろうとする者、女性であって船員（運航要員に限る。）になろうとする者又は退職自衛官のいずれかについて、採用及び訓練（退職自衛官等の船員経験者を計画的に採用する場合であって、採用後にキャリアアップのための訓練を実施する必要がない場合を除く。）を行う計画であること。

２）次のいずれかに該当する計画であること。

イ　グループ化の促進に係る事業

グループ化を通じて、船員教育機関を卒業した者のうち船員としての経験がない者、船員教育機関を卒業した者以外の者のうち新たに船員になろうとする者のいずれかを計画的に採用し、かつ、採用後に訓練を計画的に実施する計画であること。

ロ　船員の資格取得促進に係る事業

船員教育機関を卒業した者のうち船員としての経験がない者、船員教育機関を卒業した者以外の者のうち新たに船員になろうとする者のいずれかを計画的に採用し、これらの者が業務に従事する上で必要となる資格の取得のための訓練を計画的に実施する計画であること。

ハ　新規供給源からの採用促進に係る事業

新規供給源から船員を計画的に採用し、かつ、採用後に事業内容に応じて必要な訓練（退職自衛官等の船員経験者を計画的に採用する場合であって、採用後にキャリアアップのための訓練を実施する必要がない場合を除く。）を計画的に実施する計画であること。

ニ　船員の計画雇用促進に係る事業

退職予定船員数や予備船員数の状況等を踏まえ、事業を円滑に実施するため、船員教育機関を卒業した者のうち船員としての経験がない者を計画的に採用し、かつ、採用後に上級資格の取得その他の訓練を計画的に実施する計画であること。

②　確実かつ効果的な実施可能性（第２号基準）

申請者の事業規模等を勘案して、計画に記載された資金の額及び調達方法が適切であるかどうかを判断する。また、当該資金の額、計画の実施体制等に鑑み、トン数標準税制の適用を受けようとする場合にあっては、外航日本船舶の確保並びに外航日本人船員の育成及び確保が、その他の場合にあっては、船員の採用及び訓練が、確実かつ効果的に実施される見込みがあるかどうか等を判断する。

③　計画期間（第３号基準）

⑴②に同じ。

④　船員職業安定法の特例（第４号基準）

法第35条第３項第４号に定めるとおりとする。

⑤　トン数標準税制の適用（第５号基準）

法第35条第３項第５号に定めるとおりとする。

⑥　その他

更なる詳細については、本基本方針を踏まえ、計画の認定に関する基準として別に定めるところによる。

⑶　計画の記載事項

計画の記載事項は、法第35条第２項に定めるとおりとする。

⑷　トン数標準税制の適用を引き続き受けるための計画の変更

平成21年度からトン数標準税制の適用を受けている認定事業者が、平成25年度の計画期間終了の日以降引き続きトン数標準税制の適用を受けようとする場合（平成25年度に準日本船舶の確保等に係る計画を有する場合に限る。）にあっては、本基本方針の告示の日から１ヶ月以内に、現行計画の変更（準日本船舶の確保等に係るものであって、外航日本船舶の隻数を５年間の計画期間内に2.08倍以上に増加させるものに限る。）の認定の申請及び平成26年度から４年間の新計画の認定の申請を行うものとする。

国土交通大臣は、申請があった２つの計画の継続性の観点からも審査を行い、申請があった日から１ヶ月以内に、同時に認定を行うこととする。

⑸　計画の勧告及び取消しに関する基本的な事項

認定事業者が正当な理由がなく認定計画に従って日本船舶及び船員の確保を行っておらず、又は行わないおそれがあると認められるときは、国土交通大臣は、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。さらに、当該認定事業者が当該勧告に従い必要な措置を講じなかったときは、その認定を取り消すことができる。

この場合において、トン数標準税制の適用を受けている認定事業者については、租税特別措置法に基づき、減税額相当分の取り戻しが行われる。

ただし、平成21年度からトン数標準税制の適用を受けている認定事業者が、現行計画の５年間の計画期間内に外航日本船舶の隻数を２倍以上に増加させている場合であって、４．⑷にある現行計画の変更の認定及び新計画の認定を受けている場合にあっては、計画の継続性に鑑み、当該変更の認定を受けた現行計画について、勧告及び認定の取消しを行わないこととする。

５．関係者の協力

近い将来、高齢化の進展等による船員不足の深刻化が確実視される中、今後、若年船員を安定的かつ計画的に確保し、円滑に海技の伝承を行って世代交代を進める必要性は高い。

このためには、青少年の海への関心を高めるための広報活動も含め、海事産業全体として人材の育成及び確保に向けた取組みについて関係者間の連携強化を図る必要がある。例えば、平成19年10月に設置された「海事産業の次世代人材育成推進会議」を活用し、官民が一体となって海事広報活動に戦略的に取り組むことが必要である。また、平成20年に開始された海洋に関わる幅広い分野での功績を挙げた者を内閣総理大臣が表彰する「海洋立国推進功労者表彰」を活用し、国民の海への関心を高めることが必要である。さらに、海事産業が集積する地域において、地域における様々な関係者が連携して海事関係の人材確保・育成に取り組む場合に、国も共同事業実施主体として参画し、地域の特性を活かした「海のまちづくり」を推進する。

６．日本船舶及び船員の確保に関する施策の評価の実施

安定的な海上輸送を継続的に確保していくためには、国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本船舶及び船員の確保を図ることが重要であることに鑑み、２．に掲げる諸施策の効果を検証するとともに、今後も諸外国の動向等を踏まえ、我が国における施策の充実・強化の是非を不断に検討する必要がある。

このため、毎年度、施策の実施状況について交通政策審議会海事分科会に報告することとする。また、日本船舶及び船員の確保の施策の効果について適当な時期において評価することとし、必要があると認めるときは、今般の新たな制度的枠組みについて検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。